

第2回旭川市交通安全対策会議（第11次計画） 会議記録（要点）

●日時	令和4年2月21日（月） 午後2時30分～午後2時55分
●場所	旭川市職員会館 3階 6号室
●出席者	12人 ※ 五十音順 井上委員，太田委員，長内委員，黒蕨委員，今野委員，佐藤（郁）委員， 佐藤（禮）委員，中川委員，中農委員，平林委員，松尾委員，森田委員
●欠席者	6人 今津会長，磯石委員，熊谷委員，黒島委員，山下委員，山田委員
●事務局	旭川市防災安全部交通防犯課 川原課長，森松課長補佐，山崎主査
●傍聴者	なし
●会議資料	・会議次第 ・資料1 「第11次旭川市交通安全計画（素案）」に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方 ・資料2 第11次旭川市交通安全計画（素案） ・資料3 「第11次旭川市交通安全計画（素案）」の文言等の整理について

1 開 会

2 挨拶

会長の欠席により，会長職務代理者の松尾委員（防災安全部長）から挨拶を行った。

（事務局からの確認事項）

- ・本会議は，「附属機関」との位置付けであることから，「旭川市市民参加推進条例」の規定により，公開することを原則としている旨を説明し，各委員からの了解を得た。
- ・前回に引き続き，会長職務代理者の松尾委員を議長とした。

（事務局から前回までの議事経過についての説明）

3 議 事

（1）会議の運営等について

事務局から，次のとおり事務局案を説明し，委員から了承を得た。

- ・「旭川市市民参加推進条例」の規定により，附属機関の会議を公開したときは，会議録を公表することが原則とされている。
- ・会議録の作成方法と確認方法について，事務局案としては，前回は参考に発言者名を記載しない発言の要旨をまとめた「要点記録」とし，作成した会議録を出席した委員が確認した後に公表したいと考えている。

- ・傍聴者が発言を求めた場合の取扱いについては、「旭川市市民参加推進条例施行規則」の「傍聴者は、会長等の指示に従い、静穏に傍聴しなければならない。」との規定により、事務局案としては、「会議での傍聴者の発言は認めない。」ことと考えている。

- (2) 「第11次旭川市交通安全計画（素案）」に対する意見提出手続の実施結果について事務局から、第11次旭川市交通安全計画（素案）に対する意見提出手続の実施結果について、資料1に基づき次のとおり報告した。

【事務局】

- ・意見提出手続期間は、令和3年12月20日から令和4年1月31日までの約1か月間。
- ・提出された意見は、個人1人から5件である。
- ・「(1) 65歳以上の高齢運転者による交通事故件数は、増減の変動があるものの、全体としては減少傾向にあるが、全事故件数に占める割合は増加傾向が見られる。」との意見は、資料2の本計画（素案）の9ページの③1～3行目までの記述に該当する。
「(2) 自動車の走行速度と交通事故の実態から最高速度違反の危険性について積極的に情報発信することにより、市民の交通安全意識の高揚は図る。」との意見は、13ページの「3スピード違反」の7～8行目までの記述に該当する。
「(3) 道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、幹線道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策等を推進する。」との意見は、21ページの「7- (1) 都市部における交通の円滑化」の全文にほぼ該当する。
「(4) 居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの啓発活動を実施する。」との意見は、32ページの「(9) 居眠り運転の防止活動の推進」の全文にほぼ該当する。
(1) から (4) の御意見については、本計画（素案）の内容と概ね同様のものと捉え、本市の考え方としては「御意見の内容につきましては、今回の計画（素案）と概ね同様の内容であり、賛同いただいたものと考えております。」と回答し、これらによる交通安全計画（素案）の内容の修正はしないものとする。
- ・「(5) (その他) 旭川市全区にも押しボタン式信号機を設置する。」については、「(その他) 信号機に関する御意見につきましては、参考意見として受け止めさせていただきます。」と回答し、こちらも計画（素案）の内容の修正はしないものとする。

【議長】

意見提出手続に係る市の考え方については、事務局からの報告どおり、本計画（素案）の修正はないものとすることでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。(一同同意)

- (3) 「第11次旭川市交通安全計画（案）」について事務局から、「第11次旭川市交通安全計画（案）」について、資料3に基づき次のとおり説明した。

【事務局】

- ・令和3年11月の第1回会議において、「第11次旭川市交通安全計画(素案)」を作成した時点では、交通事故発生件数、死傷者数等については令和2年中の数値でしか示せなかったが、令和3年中の実績値を踏まえ、本計画(素案)の文言や、グラフ・表等の数値について、資料3「第11次旭川市交通安全計画(素案)の文言等の整理について」のとおり整理し、改めて資料2の「第11次旭川市交通安全計画(素案)」を作成した。
- ・資料2(素案)の目次2ページに、用語の説明を分かりやすくするために、「本文中の*印の用語には、「用語集」に解説があります。」との記載を追記した。
- ・資料2の計画(素案)の20ページ「6-(1)安全で快適な自転車利用環境の整備」の下から3行目「旭川市自転車活用推進計画(令和4年3月策定予定)」との記載について、現在、本市の地域振興部において作成中であり、決まり次第、「予定」という文言を削除し、整理を行いたい。
- ・以上の点を踏まえ、資料2の計画(素案)を計画(案)の内容として決定したい。

【議長】

事務局から説明があった。一点目として統計的数値を令和3年中の数値に修正して整理するという、二点目として目次の余白に用語解説についてわかりやすく表記するという、三点目として「旭川市自転車活用推進計画」の策定予定の文言について、決まり次第「予定」という文言を削除して整理するという、以上のことを踏まえて整理したものを「第11次旭川市交通安全計画(案)」とすることでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。(一同同意)

【議長】

本日の議事結果について確認する。一つは意見提出手続による本計画(素案)の修正は行わないこと、もう一つは、ただいま賛同いただいた、令和3年中の実績値等に整理したものを本計画(案)とさせていただくこととする。

今後のスケジュールについて、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

本日をもって、「第11次旭川市交通安全計画」の作成に係る交通安全対策会議での全ての審議を終了する。

今後、意見提出手続の結果に対する市の考え方について、意見提出者への回答を行うとともに、ホームページ等で結果を公表する予定である。

また、3月中に「第11次旭川市交通安全計画」を策定し、公表する予定である。

本日の会議結果については、事務局側で会議録を作成し、前回同様、出席委員に内容を確認いただいた後に公表する。

【議長】

このことについて、質問はありませんか。

また、会議全般についての意見等はありませんか。

【委員】

(特に質問・意見なし)

【議長】

それでは以上で全ての議事を終了する。皆様方の御協力に感謝する。

5 閉 会